

津山郷土博物館だより【つはく】

津博

TSUHAKU

2011.10
No.70

トピックス

- 夏休み体験教室
参加した子どもたちの感想文
- 博物館学芸員実習
- ミニ企画展
「なつかしの津山の鉄道展」
「日本刀のできるまで」

研究ノート

- 津山城下町の目明し
『津山松平藩町奉行日記』から
尾島 治

催し物案内

- 特別展「内田鶴雲」



津山郷土博物館

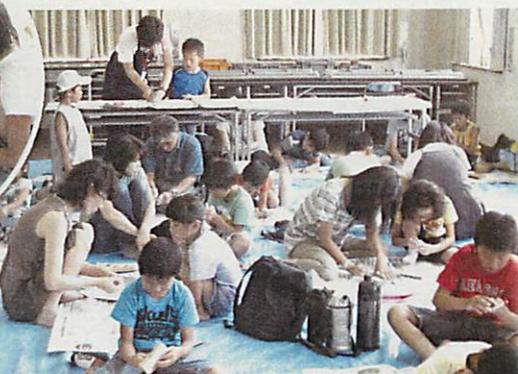
Tsuyama City Museum

夏の学習プログラム

◆勾玉(まがたま)をつくろう◆ 7/28(木)・29(金)



勾玉づくりは、柔らかい石を削って磨くだけの簡単な作業のため、大人も子どもと一緒に楽しむことができます。会場では、親子で夢中になって石を削る姿も、あちらこちらで見られました。



◆弥生土器をつくろう◆

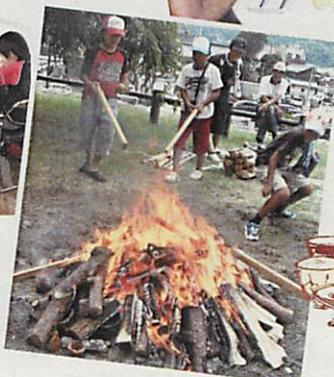
7/22(金)・8/18(木)



土器づくりは、焼成用粘土をよく捏ねて、鉢や壺、土笛をつくりました。土器焼きの日には、陰干しで十分に乾燥させた土器を火の周りに並べ、徐々に火に入れて焼き上げます。子どもたちは、燃え上がる炎の中で土器が変化していく様子を見たり、火おこし体験や館内見学をしながら、焼き上がりを待ちました。

無事に焼き上がった土器を手にした子どもたちは、「夏休みの宿題として学校に持って行く」と、楽しそうに話してくれました。

(竹内)



◆トンボ玉をつくろう◆ 8/9(火)・10(水)

トンボ玉づくりでは、バーナーの炎でガラス棒を溶かし、溶けたガラスを鉄の棒に巻きつけて丸い玉をつくります。最初は怖々だった子どもたちですが、終了間近になると、要領も分かってきたのか、模様入りのトンボ玉を上手につくっていました。

勾玉やトンボ玉は、ネックレスやストラップにしたいと話していました。



津山城下町の目明し

『津山松平藩町奉行日記』から

尾島 治

はじめに

江戸時代を時代背景とする捕物帖には、欠かすことのできない登場人物として、目明しがいる。そして、江戸市中に多数いた目明しの研究が進んでいるため、その成果による目明しのイメージが、江戸を舞台とする時代劇によって、広まってきた。

ここでは、正義の味方として活躍する親分肌の目明しがいたり、あるいは、悪党上がりで裏社会の情報収集に長けた目明しも見られる。こうしてよく知られる目明しの姿は、巨大都市江戸の目明し研究から明らかとなった実態を背景としている。

手軽に入手できる解説書等によると、江戸の目明しの多くは犯罪を犯した者で、町奉行所の同心に私的に雇われて、犯罪者の情報収集や逮捕にあたったとされている。一部には、一般の者が雇われることもあったとするが、そのイメージは、やくざとの二足のわらじをはくものとされた『国史大辞典』(他)。

しかし、津山城下町の庶民の暮らしを今に伝える『津山松平藩町奉行日記』では、様々な具体的事例から、

こうした目明しとは少し異なった目明し像を読み取ることができると。

ここでは、城下町の社会生活の一端を明らかにすることを目指して、津山城下町で活動していた目明しの具体的な姿を追ってみたい。そこには、江戸の目明しと共通する部分もあれば、異なった部分もあったのである。

なお、津山の資料では「目明」と表記されることが多いが、ここでは、一般的な「目明し」を用いることとする。また、江戸時代を通じてみると、目明しの人数や呼称には変化がある。例えば、人数が増えて目明し頭が置かれたり、文化十二年(一八一五)六月十三日には、「公辺二而差支」があるとの理由で、目明しから「下締」と改称されているなど様々であるが、ここでは、概ね宝暦から寛政期までの目明しを一応の対象とする。

目明しと目明し仮役

町奉行は、城下町の政治・経済・治安などあらゆる行政任務に関わり、その配下には十数人の同心などが置かれていた。そして、同心の下

で主に治安関係の職務に従事するのが、目明しであった。ちなみに、村には在目明しがいた。目明しは同心の指示で動くが、通常は、町奉行の命を受けた同心小頭から差図が及ぶことになる。

津山松平藩では、概ねふたりの目明しと、臨時の職務として目明し仮役があった。目明し仮役は、目明しが病気や出張で不在の時などに、一時的に置かれるもので、日当で雇われ、必要な期間が過ぎれば解任される。目明しも目明し仮役も、実務上は、町奉行配下として同心小頭の命令に従うが、その身分はあくまでも町人であり、城下町の大年寄の管轄下に置かれていた。

天明二年(一七八二)正月六日、町奉行は町役人の拜謁を受けている。既に二日に終わらせている大年寄・札元・諸吟味などを除く、町方年寄全員、蔵元、問屋、大保頭、目明しである。町奉行は、大人数の訪問を受けるわけであるが、これらの中で、他に比べて格式の低い問屋は玄関の式台、更に低い大保頭と目明しは玄関前に着座する。そして、全員の名を大年寄が披露するのである。

最末端の目明しは玄関前の着座であるが、この拜謁に参加していることに意味がある。この拜謁は、目明しが、大年寄の下部に属する町方の役人と位置づけられていることを示しているのである。

町奉行日記の記載は完全ではないので、これが、古くからの恒例の行事であったのかどうかは確定できない。しかし、恒例でなかったとしても、その意味が変わるものではない。そして、少なくともこれからは、恒例の行事となっている。

寛政五年(一七九三)の正月六日では、「旧格」の通りとしながら、問屋は玄関、大保頭は式台、目明しは下座敷にて式台に半分懸かると記載があり、町奉行の意識の上でも恒例化していることを示している。

寛政十二年(一八〇〇)四月二日には、目明しに対して乱暴な態度を取った町人が、「軽き場合之もの二而も役人へ対し不敬之至」として、追込になっている。ここでは、目明しは役人であるという位置づけが明確に見られる。

目明しなどの任命権限は、町奉行にあり、その人物を吟味した後にそれぞれ任命するのが通例である。しかし、目明し仮役については、その時の状況により変わることもあった。

寛政四年(一七九二)七月八日、目明し松尾屋源之丞が病気になった。そこで、仮役に橋本町の豊後屋松助を任命したいと同心小頭河端又六が申し出たところ、町奉行は即答で了解している。すなわち、人物の選定に関しては、同心小頭の判断に任せていたのである。

また、寛政八年(一七九六)三月

三日、小頭又六は、その前日に明石屋庄七に目明し仮役を申し付けたことを、申し出ている。すなわち、小頭は、自身の判断でも仮役を任命できることになる。勿論、町奉行への報告は必要である。そして、時として、この仮役から正規の目明しになる場合もある。

目明し候補者の存在

前述のような小頭による目明し仮役の雇用に関しては、ある程度の権限が小頭にもあったというだけではなく、常時、複数の目明し候補者がいたということがその背景にある。

例えば、寛政八年（一七九六）三月の明石屋庄七の雇用に関しては、それ以前の寛政四年（一七九二）七月十四日に、小頭の又六が、安岡町の明石屋庄七を「被下なし」の目明助に申し付けたと、町奉行に報告している。これは、小頭が公費の支払いなしに、目明助手を雇ったことを意味しており、その事情は明らかではないが、少なくとも、明石屋庄七が、その後、目明しの業務に通じていったことは想像できる。

また、更にその前段階として、目明しなどの肩書きを持たないにも拘わらず、治安維持の任務に関わる町人がしばしば見られる。

宝暦十二年（一七六二）二月十五日、鍛冶町の才兵衛が、目明しを申し付けられた。そして、仮役だった庄兵衛と十右衛門が解任された。こ

のふたりは、目明し仮役を解任されたにも拘わらず、十七日の罪人取り調べにも同行している。

明和九年（一七七二）十一月二日、福渡町の源八が登場する。町奉行の言葉では、「内々ハ目明同様ニ仕候者」とされている。それが、同じ町内で強盗事件があったにも拘わらず、務めを怠ったということ、しかりを受けることになっているのである。目明し仮役は日々雇用であるため、頻繁に任命と解任が繰り返される。この時、源八は目明し仮役ではなかったと思われるが、それでも、緊急時には務めを果たすべきだと考えられていたのである。

翌安永二年（一七七三）五月十九日には、一方村で変死体が発見された件について、目明しと源八に思い当たることがあれば申し出るように命じている。源八の立場がはっきりとしないが、当然のように目明しの業務を補助していることが伺われる。

そして、安永二年（一七七三）十一月二日、目明し源八、文太に酒代が渡されている。本目明し十右衛門が足痛で出役できず、代わりに出たことによるのだが、ここでは、源八と文太を目明しと呼んでいるが、十右衛門を本目明しと呼んでいることから、源八と文太は、目明し仮役であったと考えられよう。

安永九年（一七八〇）十二月朔日、同心や目明しが手配される中で、「目

明其外心得有之もの共」も任務に付けられている。この「心得有之もの共」が何を意味しているのか正確には分からないが、少なくとも、目明しの補助ができる者であることは確かであろう。

このような、目明しの補助的な任務に就く町人が常にいることが、緊急の場合などの仮目明しの雇用につながっていたのである。

目明しの犯罪

こうして、恒常的に補完されている目明しやその予備的な町人が、いわゆる正義の味方かという、必ずしもそうではない。実際、目明しの犯罪や不祥事が原因で、目明しを解任される事例は、町奉行日記の記載ではかなり見られる。ただ、その内容は、一般の町人が犯す犯罪と大差はない。そして、不祥事が露見した場合には、直ちに処罰され、場合によっては、目明し役を解任されている。

安永五年（一七七六）三月十五日、目明し十右衛門が役儀御免となり、跡役として、前述の福渡町源八と紺屋町文太が目明し仮役となった。小頭の石名左五兵衛宅で申し渡しの後、町分にこのことを知らせている。事情は定かではないが、十右衛門が盗品に拘わっていたことが判明したよう、米屋十右衛門は四月三日に禁足になっている。

寛政七年（一七九五）二月十九日、

博奕に関連した理由で、目明し孫兵衛と佐七が処罰されている。孫兵衛は、職務怠慢、佐七も同様で役儀召し上げ、仮役として稲荷山源吉が申し付けられた。

寛政八年（一七九六）二月晦日、目明し岩蔵、本名延屋重四郎は、本業の旅籠屋に一日以上の逗留をさせていた客が、別な嫌疑で調べられ、その際に旅籠屋規則の違反が露見し、目明しを辞めさせられた。

同年十二月十八日、親類組合預けとなっていた福渡町の甚助が、同年春に赦されて帰役したが、やはり行跡が悪く、ここで、禁足親類組合預けとなったため、目明し役を召し放ちとなった。

こうしたことは、目明しの素行が悪いという一面のみではなく、奉行所が、目明しとしての社会的な立場を考慮していることを示しており、役人である以上、少なくとも表向きには、犯罪者やその関係者を目明しとして使用することは許されていないことを示している。

目明しの仕事

目明しの具体的な仕事を町奉行日記からいくつか拾い出してみると、次のようになる。

- 罪人の護送時に同心に同行、あるいは単独で護送
- 犯罪者の捕縛
- 城下町の夜回り



夏休み子供体験教室「弥生土器をつくろう」

参加した子どもたちの感想文

◆ぼくは1日目の最初、土器の作り方の説明を聞いて「なんだ意外と簡単そうじゃん。」と思っていました。でも、作り始めると、ちょっとむずかしかったです。上にのせるねんどが、短すぎて、もう一つねんどをこねて二つをくっつけると、くっつけた部分がひびわれたり、ねんどが細すぎて、次のねんどがのらなかつたりしました。でも、土器作りに参加してよかったと思います。理由は夏休みの宿題にもなったし、なにより、とてもいい体験ができたからです。
(向陽小6年 岡崎圭一郎君)

◆ねんどで土器を作る時、ひびが入ってきたので、とてもむずかしかったです。でも、がんばって作れたのでよかったと思います。焼く時は、とても熱くて土器が黒くなっていたけど、できあがったらもどっていたのでよかった。でも焼いた後は、とてもひびが入っていたので失敗作だと思いました。焼いている時に、火をおこしてみ、昔の人は、大変だったんだなあと思いました。友達と一緒に参加できてよかったです。

(林田小6年 田口綾乃さん)

◆弥生土器は初めて作りましたが、できたのを見たとき、われもせず、ちゃんと形にはなっていたので、ホッとしました。ここに来て、弥生土器の特ちょうや、土器以外の物も、たくさん見えて勉強になりました。昔の人のちえや考え方などは、私たちも見習わなければいけないんだなあと思いました。弥生土器を作る時にも火がいります。今日の体験で、火をおこすのにも、土器の形をつくるのも、今ではかんたんなことになっているけど、昔の人は、すばらしいちえと考え方で、生きていたということもわかりました。
(高松小5年 寺尾妃菜さん)

◆ぼくは弥生土器を作って、とても楽しかったし、いい経験になったと思います。最初に土器を作ったときは、作るのが大変で、時間がかかりましたが、何個か作ると、しだいに作る時間が短くなっていきました。焼くときは、周りにいると熱くて大変でしたが、自分としてがんばったと思います。今回、作った土器は大事に使いたいと思います。
(東小5年 浅井拓人君)

◆ねんどで土器や土笛を作るのはとても大変だったけど楽しかった。ねんどがとても固くて、やわらかくするのがとても大変だった。土笛の音がちゃんとでたらいいなあと思った。できあがった土器や土笛は夏休みの宿題にしたいと思った。家でも、土器などを使いたいと思っ

た。土器などを焼いている時は、とても顔が熱かった。つばは、うまくできたので、とてもよかった。てんじしてある物を見るのがたのしかった。また参加したいと思った。とてもおもしろかった。

(鶴山小5年 北岡祥太君)

◆2日とも、とてもたのしかったです。とくに2日目のほうは、博物館の見学もできて、たのしかったです。1日目は、ねんどを使って土器をつくりました。どんな形にするか考えるのも楽しかったです。2日目はつくった土器を野焼きしました。作っているとき、昔の人は、土器を作るのに苦ろうしたんだなあと思いました。できあがった土器は、家で使ってみたいです。思ったとおりの土器ができたのでよかったです。

(鶴山小5年 佐古大河君)

◆最初はうまく焼けるか心配だったけど、実さい見てみると、うまく焼けていたからとてもうれしかった。“火おこし”では、けむりはでたけれど火をおこせなかったのが残念だったと思う。けれど、火をおこす時に、グループの人と、いっぱい話せし、声もかけれたからやってみてよかったなーと思った。弥生土器(つば)を作る前、かんたんそうだなーと思っていたけど案外むずかしくて作り終わった時には、はちになってしまっていた。焼く時にはどうやって焼くんだろうな。焼き終えた時には、どんな色になっているのかな?どんな形になっているのかな?と思った。はち作りのしあげで係の人に手伝ってもらえたこともうれしかった。手伝ってもらえたおかげで焼き終わった時ひびわれがほとんどなかった。手伝ってもらってよかったーと思った。“弥生土器をつくろう”では姉が前にやったことがあって、「とてもよかったよー」と言っていた。やっぱりやってみてよかったなーと思った。

(弥生小5年 横山真依さん)

◆弥生土器を作る時、上手に作れたのもあったけど、へたになったのもありました。作った時に上手に焼けるか心配になりました。だけど焼く時に私は大きい土器を作ったらなくなる心配はないかと思ってホッとしました。だけど焼いたあとこげているのもあって、また上手に焼けているか心配になりました。だけど私のは上手に焼けていてホッとしました。焼く時はとても熱かったです。でも、焼いているところが見たくて見に行ったりもしました。とても楽しくていい体験になったのでよかったです。
(向陽小5年 直原新菜さん)

平成23年8月16日から23日まで、博物館学芸員の実習生が、様々な博物館業務体験に取り組みました。

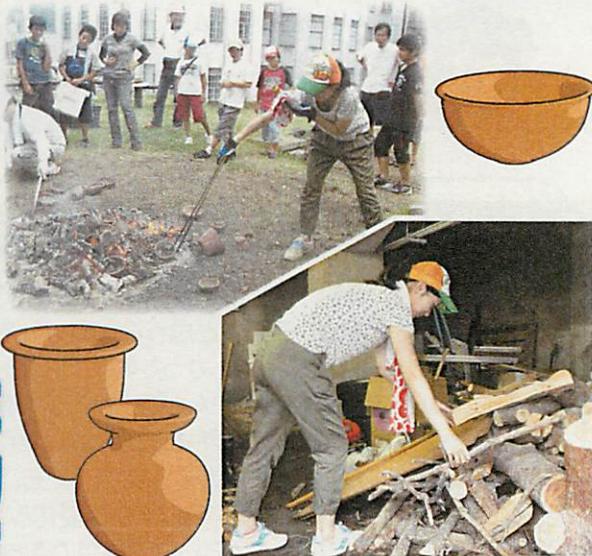
学芸員は、博物館に勤務する専門職員で、学芸員となるためには博物館法の規定による資格を取得しなければなりません。そのための必須科目として博物館実習があります。そして、津山郷土博物館では、毎年、こうした学芸員を目指す実習生を受け入れています。

実習生は、力仕事から繊細な資料補修まで、多様な現場の実務を体験しながら、学芸員に必要な技量や心構えを学んでいます。(尾島)



今年も、博物館学芸員実習生が、貴重な現場体験をしました。

博物館学芸員実習



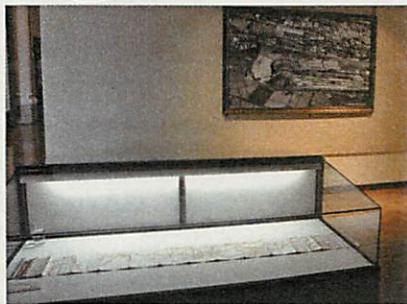
【実習を終えての感想】

実習をさせていただいて、興味を持ってもらえる展示の難しさを学びました。資料そのもののみではなく、キャプションのパネルの並びをきっちり揃えることなどの細部までの工夫が、魅力ある展示につながるのだと実感しました。津山郷土博物館で所蔵される資料の一部を見せていただいた時、自分の地元で貴重な資料が多く遺されていることに驚き、とても嬉しく思いました。実習を終えて、これらの資料をより多くの方に見ていただきたいと感じました。(京都女子大学 文学部 和田理香)

ミニ企画展

「なつかしの津山の鉄道展」を開催しました。

昭和40年代頃のものと思われる津山駅の扇形機関車庫の航空写真を寄贈していただいたのを契機にミニ企画展「なつかしの津山の鉄道展」を5月25日から7月31日まで開催しました。



この扇形機関車庫の航空写真を始め江見写真館所蔵の古写真の中から昔の津山駅の写真や因美線を走る蒸気機関車の写真など、また、館蔵資料の中から、明治45年と昭和9年当時の全国の鉄道の路線図や国鉄時代の切符や改札鉄等、約40点ほどの資料を展示しました。



みなさんには昔を懐かしんで見学していただいたようで、中にはお孫さんを連れてこられて昔の様子を話しながら一緒に見学している方もいらっしゃいました。

(梶村)

「日本刀のできるまで」を開催しました。

8月3日から10月2日まで、ミニ企画展「日本刀のできるまで」と題し、岡山県重要無形文化財保持者で刀匠の安藤さんからいただいた刀をつくる工程のそれぞれの見本を中心に、鉄の塊が刀になっていく過程を展示しました。

期間が夏休みにまたがるということで子どもさんの夏休みの自由研究の参考になればというねらいもあり、企画しました。



その他の展示資料は槍の穂に龍の彫り物がある江戸時代の津山の刀工、細川正義作「銀杏穂造大身槍」(彫り物は本庄亀之助作)、同じく津山藩の刀工、石川正光作の「刀」の2点を展示しました。

この企画が日本刀などの日本の伝統工芸に興味を持っていただくきっかけになれば幸いです。(梶村)



- 不審者の取り調べ
- 無宿人の追い払い
- 同心と共に罪人の取り調べ
- 同心と共に拷問への立ち会い
- 同心の取り調べに先行する簡易な取り調べと下吟味口書の作成
- 町方で治安に関する諸問題の調査・対応
- 同心に同行、または単独で逃亡した犯罪者の追跡
- 内偵調査、内札
- 市中不穏なときの忍廻り

こうしてみると、目明しの業務が同心の補助的な警察業務であることは明らかであるが、その中では、目明しに任される部分も多いことが分かる。特に、犯罪者の捕縛や下吟味などは、同心の業務そのものを補完することになっている。こうした権限の一部が与えられていることから、役人としての位置づけが重要であったと思われる。

目明しの位置づけとも関連するが、目明しが公務で必要とする経費は、公金から支給されることになっていた。

寛政七年（一七九五）七月四日、盗賊を追跡して備前に出張していた目明し孫兵衛から使が差し向けられ、小頭の又六に書状が届いた。手がかりの女を追跡していたが、そのため資金が必要とのことであっ

た。町奉行は、いったん帰ってきた上で必要ならば再び行けばよいとの判断をし、小頭又六からその旨を伝えさせた。目明しにしてみれば、必要な資金は出してもらえたとの判断があったことが知れる。

ちなみに、この時には、孫兵衛が後日提出した出張旅費の明細の中に「不埒之入用」があったとして、小頭で吟味して、必要経費以外は返納させることになるというオチまであった。

同年七月二十八日、盗賊逮捕にかかった経費九十六匁二分七厘の証文に町奉行が奥印し、小頭が勘定方から受け取ってきたので、その内六十匁は大年寄の斎藤孫右衛門立て替え分なので孫右衛門に返し、壹匁は目明し岩藏へ、そして、残り三十五匁二分七厘は町奉行の立て替え分として受け取っている。

路銀や旅籠代などの必要経費は、内貸しということ、概算で事前に渡され、後日精算することが多いが、事情により立て替えて出張することもあったのである。

また、同年十月十八日、目明し孫兵衛は公用で竜野に出掛けることになったが、その経費は、御用向の場合と同じように、町奉行から支出するようにと、町奉行から大目付に依頼している。この経費は、二百一十一匁九厘となり、十二月八日に町所銀より支払われた。町所銀というのは、犯罪その他で町所となった家屋敷や

家財道具の売り払い金で、藩の管理下に入るが、町の入用に使うことになっていった。

目明しの給料

江戸市中の目明しの解説では、目明しは町奉行所の同心に私的に雇われていたとされている。すなわち、目明しの給料は同心が払っていたことになるが、津山では事情が違っていた。

宝暦四年（一七五四）後二月四日、前年に亡くなった目明し七左衛門の後任が決まり、借家住まいの太兵衛が、壹人半扶持で召し抱えられた。実際の給料としては現金で支払われるのであるが、形としては扶持をもらって召し抱えられたことになっていたのである。

宝暦四年（一七五四）十二月十八日、正月から十二月までの目明し壹人半扶持代銀として、百三十匁七分壹厘七毛の受取証文が、大年寄から差し出され、町奉行が奥書きをして押印している。

そして同時に、翌亥年の内貸し分として四百匁の証文に、奥書印形をしている。これは、年初に四百匁を大年寄に渡しておき、目明しの扶持米代銀を、米相場と勘案しながら目明しに払い、年末に支払金合計の受取を提出して、残金を精算するものであった。

この時は、年末なので当年の決算と、翌年の内貸し金の書類が作成さ

れているが、目明しへの支払いは月々に行われており、その度に町奉行に証文が提出されている。

仮目明しは、既に見たように日々雇用なので、その経費は一日五分と定められていた。これは、日当と言うよりも、酒代と考えられていたようである。

いずれにしても、目明しや仮目明しの収入で、家族とともに生活することは困難であったと思われる。彼らの本業はなかなか見えてこないが、一例を挙げれば旅籠屋を営んでいる者がいたように、何らかの商売をしているか、あるいは、一家の役介として住居しながら目明し役を勤めていたのかも知れない。

こうしたことから、職務に伴って、給料以外の「徳分」（臨時収入）が存在したことが伺われるが、津山の状況としては、一宮市町で芝居関係者から支払われる弁当代くらいしか明らかではない。

おわりに

津山松平藩の目明しについて見てきた。ここで、江戸市中の目明しと津山の目明しは、必ずしも同じではないことが明らかとなった。しかし、これも、津山における目明しの実態の一部に過ぎない。

城下町に暮らす人々の具体的な姿を明らかにするためには、今後、ますます、町奉行日記が役立つと思われることになるだろう。

催し物案内

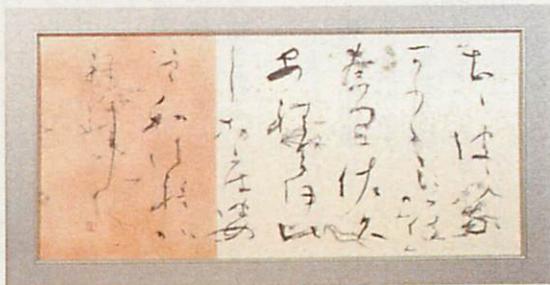
■平成23年度特別展

「内田鶴雲」

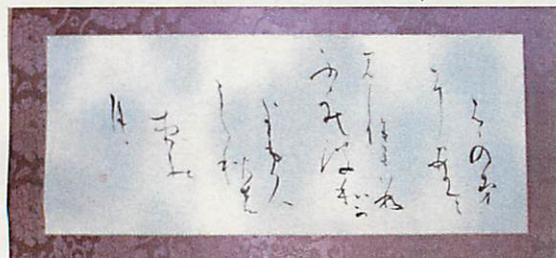
開催期間

11月2日(水)～10日(木)

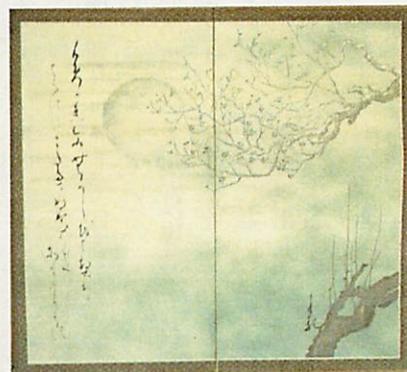
鶴雲の書に対する姿勢は正に「刻苦勉励」という言葉がふさわしいでしょう。古典の研究で「一卷百臨」の志しをたて、臨書を通して古人のこころを学ぼうとし、その手本となる古典の印刷本を



平成23年度の特別展は「内田鶴雲」を11月2日から10日まで開催いたします。岡山県を代表する書家、内田鶴雲は明治31年(現津山市)に生ま



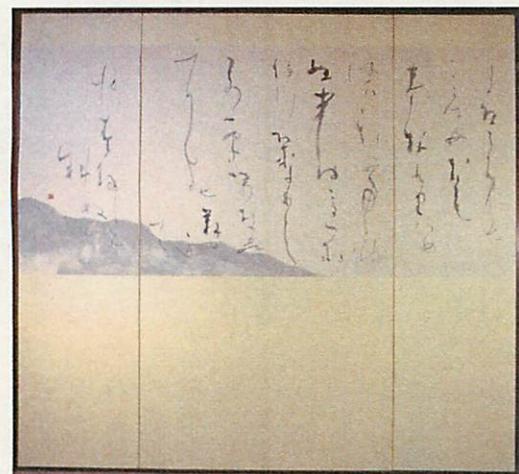
1000円の給料の時代に4000円を費やして購入したりしました。また、戦時中の勤労働員の際にも古典の模本を鞆に忍ばせ、暇を見ては取り出して眺めていたといえます。そのような逸話のある鶴雲は80年の生涯を書筋に駆け抜けました。戦後、日展が始まると、入選や特選を重ね、代表作「水の変態」など数々のすばらしい作品を生み出しています。



最初に漢字を学び、のちにかな書に移った鶴雲は流麗な平安朝かなに漢字の線を加えた独特の書風を作り上げました。漢字は構造性が強く、かなは叙情的で、構造性を否定して初めて成り立

最初

ちます。この相反する漢字とかなを融合させ、かなに構造性を持ち込みながら叙情をも表現する。それが内田鶴雲の書であるといえるかも知れません。平成20年にご遺族より鶴雲の作品を数多くご寄贈いただきました。これらを市民の皆さんへご披露いたしますとともに、繰り広げられる「書の世界」をご堪能ください。また、鶴雲は書の料紙にもこだわりました。「自分の作った料紙に己の書を住ませる」として、料紙の作成も自分で行っていきます。今回の展覧会では書のすばらしさはもちろんのこと、その料紙に対する情熱も感じていただければ幸いです。



博物館入館案内

- 開館時間：午前9：00～午後5：00
- 休館日：毎週月曜日・祝日の翌日
12月27日～1月4日・その他
- 入館料：一般 200円(160円)
高校・大学生 150円(120円)
中学生以下 } 無料
障害者手帳提示の方 }
市内在住の65才以上の方 }

※()は30人以上の団体



博物館だより 津博 No.70 平成23年10月1日

編集・発行：津山郷土博物館
〒708-0022 岡山県津山市山下92
TEL(0868)22-4567 FAX(0868)23-9874
E-mail：tsu-haku@tv.tn.ne.jp
印刷：株式会社 廣陽本社